省令

○経済産業省令第三十号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同条第十三号中「充てん」を「充**塡**」に改め、「の容器」の下に「（第十三号の三に掲げるものを除く。）」を加え、同条第十三号の二の次に次の二号を加える。

十三の三　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成十二年外務省告示第四百七十四号）に基づき世界登録簿に記載された世界技術規則（以下単に「世界技術規則」という。）に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充**塡**するための容器

十三の四　低充**塡**サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの

第二条第二十五号を次のように改める。

二十五　最高充**塡**圧力　次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）

容器の区分	圧力
圧縮ガスを充**塡**する容器（ＳＧ容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。）	温度三十五度（アセチレンガスにあつては、温度十五度）においてその容器に充**塡**することができるガスの圧力のうち最高のものの数値
超低温容器、低温容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器	常用の圧力のうち最高のものの数値
超低温容器、低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器であつて液化ガスを充**塡**するもの（ＳＧ容器を除く。）	第二十六号の表に規定する耐圧試験圧力の五分の三倍（再充**塡**禁止容器の場合にあつては、第二十七号に規定する耐圧試験圧力の五分の四倍）の圧力の数値
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	燃料の充**塡**中にその容器にかかるガスの圧力のうち最高のものの数値であつて、次号に規定する公称使用圧力の四分の五倍の圧力の数値
ＳＧ容器	第二十六号の表に規定する耐圧試験圧力の五分の三倍の圧力の数値

第二条第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る公称使用圧力　温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充**塡**して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

第二条第二十八号の次に次の二号を加える。

二十八の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力　最高充**塡**圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る試験のサイクル回数　世界技術規則による初期の圧力サイクル試験において寿命の基準値とするために使用した回数

第八条第一項第二号中「その符号」の下に「（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。）」を加え、同項第三号中「充てん」を「充**塡**」に改め、「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の二の三　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号　ＧＶＨ）

四の二の四　低充**塡**サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、前号の規定にかかわらず、第三号に掲げる事項に続けて、前号の表示及び低充**塡**サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号　ＧＬＣ）

第八条第一項第七号中「充てん」を「充**塡**」に改め、「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同項第十号中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、「充てん可能期限年月日」を「充**塡**可能期限年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、充**塡**可能期限年月）」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器　容器検査に合格した月の前月から起算して十五年を経過した月

第八条第一項第十一号中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同項第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、公称使用圧力（記号　ＮＷＰ、単位　メガパスカル）及びＭ

十二の三　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、試験のサイクルの回数

第八条第一項第十三号中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第八条第二項第五号中「金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）」の下に「、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）」を「プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同項第六号中「充てん」を「充**塡**」に改め、「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第八条第三項第四号ニ中「第一項第十二号」の下に「から第十二号の三まで」を加え、同項第六号中「及び圧縮水素自動車燃料装置用容器」を「、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

第十条第一項第一号中「充てん」を「充**塡**」に改め、「圧縮水素自動車燃料装置用容器及び」の下に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器並びに」を加え、同項第三号イ中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第十三条に次の一号を加える。

四　逆止弁（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）

第十八条第一項第一号中「年月日」の下に「（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）」を加え、同項第五号中「充てん」を「充**塡**」に改め、「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第十八条第一項第七号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号ト中「充てんする容器（チを除く。）」を「充**塡**する容器（リを除く。）」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘ中「充てんする容器（トからリまでを除く。）」を「充**塡**する容器（チからヌまでを除く。）」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「充てんする容器（イからニまでを除く。）」を「充**塡**する容器（イからホまでを除く。）」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号　ＣＨＧＧＶ）